

利用者の皆様

警戒レベル 4 以上発令時における施設利用停止等の取扱いについて

平素より堺市産業振興センターをご利用いただきありがとうございます。

近年の気象災害の激甚化及び、令和 8 年 5 月からの気象庁における「**新たな防災気象情報について(令和 8 年～)**」(警戒レベル表示・危険警報の新設等)を踏まえ、当センターでは、利用者及び来館者の皆様の安全確保を最優先とする観点から、災害時の施設運用について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

■警戒レベル 4 以上発令時の対応について

次のいずれかに該当する場合は、原則として施設利用を停止し、必要に応じて閉館します。

1. 堺市において、気象台から警戒レベル 4 以上の防災気象情報(大雨・氾濫、洪水、土砂災害、高潮等)や暴風警報等が発表され、また堺市から避難指示以上の避難情報が発令された場合
2. 施設周辺の状況により、利用者等の避難が必要と判断される場合

■利用料の取扱い

センター判断により利用停止又は閉館となった場合は、既納の利用料を原則として全額還付します。

■お願い

災害時には、テレビ、インターネット、防災アプリ等により最新の気象情報及び避難情報をご確認いただき、安全確保を最優先に行動いただきますようお願いいたします。

【参考】

[堺市：災害に備えて](#)

[気象庁：新たな防災気象情報について\(令和 8 年～\)](#)

